

京都市保育所条例の一部を改正する条例（令和3年3月30日京都市条例第47号）（子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室）

京都市楽只保育所については、元楽只小学校跡地の一部に移転するため、条例上の位置を移転先の住所地に変更することとしました。また、同保育所の移転に伴い、同保育所船岡分園を廃止することとしました。

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

京都市保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 47号

京都市保育所条例の一部を改正する条例

京都市保育所条例の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「及びその分園」を削る。

別表京都市楽只保育所の項中「京都市北区紫野北花ノ坊町18番地」を「京都市北区紫野西舟岡町2番地」に改め、同表京都市楽只保育所船岡分園の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)